

組合費及び支部活動費に関する申し合わせ

制定 2024年7月26日

職員組合定期大会承認

第1条 組合員の組合費及び支部活動費の取り扱いについては、原則この申し合わせによることとする。

第2条 組合費の金額は、「島根大学職員組合規約」第42条第2項により、定期大会議案により審議・決定される。なお、金額は以下のとおりである。

一 常勤職員 「島根大学職員就業規則」対象者 標準報酬月額^の7/1,000

二 契約職員 「島根大学契約職員就業規則」対象者 一律 600円

第3条 支部活動費の金額は、金額変更の必要が生じた場合、定期大会議案により審議・決定する。なお、金額は以下のとおりである。

一 支部活動還元金は、月末に在席する支部組合員1名につき160円とする。

二 支部活動還元金は、会計年度開始の5月より3か月毎に支部へ還元する。

第4条 支部活動還元金のほかに、支部での組合員拡大、支部組合員の福利厚生を目的とした支部活動を行う予定がある場合、中央執行委員会へ申請し、承認後、領収書または請求書を提出することで5万円を上限とした支部活動支援金を受け取ることが出来る。

第5条 支部で活動する予定がない余剰金が発生した場合、職員組合に還付することが出来る。